

サステナビリティとコーポレート・ガバナンス の改革

Sustainability and Corporate Governance Reform

鳥 飼 裕 一

1. はじめに
2. SDGs が目指すもの
3. 株主第一主義とコーポレート・ガバナンス
4. 地球環境問題と外部性
5. ESG 活動と株主価値のトレードオフについて
6. コーポレート・ガバナンスのモデルとしてのベネフィット・コーポレーション
7. おわりに

1. はじめに

日本では、「コーポレートガバナンス・コード」の公表以降、コーポレート・ガバナンスの改革が推進されている⁽¹⁾。その後、2021年の改訂では、企業には気候変動問題などの地球環境問題、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮など社会・環境問題をはじめとするサステナビリティの課題への対応が要請されるようになった。2023年6月には、こうしたサステナビリティに関する情報の開示については、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) から、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」、IFRS S2号「気候関連開示」が公表されている。今後、各国では同基準をベースラインとしてサステナビリティ情報の開示基準の開発が進められものと考えられる。

このような開示は、企業に対してサステナビリティへの対応を考慮したガバナンスへの変革を促している。こうした変革への動きは、株主、投資家に向けたガバナンス (株主第一主義 (shareholders' primacy view)) から多様なステークホルダーに対応したガバナンス (マルチステークホルダー主義 (multi stakeholders' view)) への移行の必要性を問うものであると考える。本稿では、特に、Dechow (2023)が示したサステナビリティ情報開示においてマルチステークホルダー主義への移行への論点を検証しつつ、将来のコーポレート・ガバナンス改革の方向性についてについて検討することとしたい。

2. SDGs が目指すもの

本年 2023 年 9 月に開催された「気候野心サミット」で、アントニオ・グテーレス国連事務総長は、現在、世界中で連鎖的に起こる気候関連災害を、公正なエネルギー移行により、手遅れになる前に阻止するために緊急の行動を呼びかけている。そして、人類が、産業革命以前に比較して、 2.8°C の気温上昇に向かって進んでおり、危険と不安定さが増しているにもかかわらず、その課題のあまりの大きさゆえに、過少に評価され、十分な対応がなされていないと警告している。現在、温室効果ガス（GHG）の排出削減、生物資源の保護など、我々が住む地球環境の維持のために必要とされる行動は多岐にわたっており、かつ困難な課題が山積されている。

こうした地球環境問題の解決に向けて、経済、社会を含めた総合戦略が必要とされることに国際社会は早くから気付いており、それをかたちにしたものが 2015 年 9 月に国連で合意・採択された SDGs（Sustainable Development Goals）である⁽²⁾。この「持続可能な開発（sustainable development）」⁽³⁾の概念は、1987 年に国連の「環境と開発に関する世界委員会」（WCED: World Commission on Environment and Development）から公表された「ブルントランド報告書」（Brundtland Report）によりはじめて世界に示されている。同報告書では、サステナビリティを「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在のニーズを満たすこと」と定義したており、環境、社会的富、経済成長の相互依存的関係から、将来世代への地球環境の引継ぎを含めたサステナビリティの概念を示したことに意義がある。SDGs は、こうしたサステナビリティの概念を基礎として、2030 年までに人類が取り組むべき環境・経済・社会問題を、図 1 の 17 の目標に整理して示している。

図 1 SDGs の 17 の目標



(出所) 国際連合広報センターホームページ。

そして SDGs は、「誰一人取り残さない」という原則を新たに採用している。この原則は、苦しい環境に置かれている人々が教育、保健、雇用を享受でき、不平等がなく、そして平和と公平が確保され、環境が持続可能である世界を目指している。

こうした大気汚染などの地球環境問題、地域社会や進出先の国々での労働環境、人権問題など、企業の事業活動においてかかわるサステナビリティの課題は多岐にわたっており、企業が SDGs において果たすべき社会的責任はきわめて重要である。日本経済団体連合会が 2017 年に改訂した「企業行動憲章」では、「会員企業は、持続可能な社会の実現が企業の発展の基盤であることを認識し、広く社会に有用で新たな付加価値および雇用の創造、ESG（環境・社会・ガバナンス）に配慮した経営の推進により、社会的責任への取り組みを進める。」と説明されており、あらためて SDGs の達成という企業の社会的責任が確認されているとみることができる。

このような SDGs の 17 の目標に対し、Dechow (2023)は、現在の株主第一主義による企業システムによって達成できるのか、サステナビリティ情報開示の観点から検討を行っている。

3. 株主第一主義とコーポレート・ガバナンス

企業の目的について、株主第一主義 (shareholders' primacy view) から論じる根拠として、ミルトン・フリードマンによる倫理的利己主義が挙げられる。その立場は、1970 年にニューヨークタイムズの社説に掲載されたつぎの見解において明らかにされている。

「ビジネスの社会的責任はただ一つ、ゲームのルールの範囲にとどまる限り、つまり、欺瞞や詐欺のない開かれた自由な競争に従事する限り、その資源を活用し、利益を増大させるための活動に従事することである。」⁽⁴⁾

梅津(2012)は、この考え方について、極端に言えば、自由な社会では詐欺などのルール違反をしない限り、いくら儲けてもよいばかりか、利益の増大こそが営利企業の社会的責任なのであって、御大尽気取りで慈善事業などをするのは間違いであると主張するものであるとしている。そうした慈善事業は個人が自らの判断ですればよいことであって、利益の最大化だけを考えることがビジネスの責任であり、企業の社会的責任を果たすとして、経営者が企業の資金を使って慈善事業に寄付したりすることは、株主に対する一種の背任にすらなりうるとしている⁽⁵⁾。しかし、この株主第一主義による企業モデル、あるいはコーポレート・ガバナンスのモデルが、今日にいたるまで米国にかぎらずわが国でも浸透している。

林(2022)は、現代の米国におけるコーポレート・ガバナンスのモデルは、1994 年に米国法律協会から公表された「コーポレート・ガバナンスの原理：分析と勧告」(以下「コーポレート・ガバナンスの原理」という。)で集大成したとしている。コーポレート・ガバナンスの原理は、第 2.01 条(a)において、「・・・会社(第 1.12 条)は、会社の利潤及び株主の利益を増進させるために事業活動を行うこと

を、その目的とすべきである。」としており、このことから、会社の目的が株主利益の最大化であることが前提となっているとみることができる。しかし、第2.01条(b)において、「会社は、その事業を行うにあたり、会社の利潤及び株主の利益がそのために増進されない場合においても、(1)自然人と同様に法の、定める範囲内において行動しなければならない、(2)責任ある事業活動にとり適当であると合理的にみなされる倫理上の考慮を加えることができる、(3)公共の福祉、人道、教育上、及び慈善の目的に合理的な額の資源を充てることができる」としており、一定の範囲で営利目的が後退することが認められている⁶⁾。もっとも、この報告書は、フリードマンの言説を、敷衍したものにすぎないと考えられる。なぜなら、企業の目的は、利潤すなわちその所有者である株主の利益の最大化であり、ゲームのルール範囲とは、法律の遵守、倫理的配慮、公共の福祉等によって制約されると解釈されるからである。

一方、株主第一主義のコーポレートガバナンスモデルに対し、米国の有力企業のCEO（最高経営責任者）からなるビジネス・ラウンドテーブル（BRT）から、2019年8月に上記のコーポレート・ガバナンスのモデルの「会社の目的」を変更する声明⁷⁾が出された。BRTは、1978年以降、企業の目的に関する文言を含む「コーポレート・ガバナンス原則」を公表してきたが、1997年以降に発行された同原則の各版では、企業は主として株主に奉仕するために存在すると述べられていた。しかし、同声明では、長期的に企業の利害が不可分の関係にあるすべてのステークホルダーのために価値を創造するために、顧客への価値の提供、従業員への投資、供給業者への公正かつ倫理的な対応、活動する地域社会への援助、株主への長期的な価値の生成にコミットするとしている。したがって、米国においても、株主第一主義一辺倒ということではなく、マルチステークホルダーを意識したコーポレート・ガバナンスへと移行しつつあるとみられる。つまり、企業の事業継続には、顧客・消費者、労働者、供給業者、地域社会への奉仕が欠かせないという認識が深まりつつあるとも考えられる⁸⁾。ただし、林(2022)は、この声明について、あくまでも会社の目的は株主の利益にあり、そのためにその他のステークホルダーの利益を考慮するという趣旨であり、啓発的株主価値のアプローチであるとしている。すなわち、現在でも米国企業の多くは、デラウェア州の会社法によっているが、法制度上の改革は行われていないからである(林、2022、249-250)。

4. 地球環境問題と外部性

このように、コーポレート・ガバナンスのモデルへの社会的認識は変化しつつある。しかし、今日もっとも重要な課題は、SDGsが掲げる地球環境問題、社会問題への対応であり、それに対応したコーポレート・ガバナンスの在り方は十分に議論がなされているとは言い難い。

Dechow(2023)は、人間が利己心より地球環境の悪化を起こしている問題として、「外部性(externalities)」と「コモンズの悲劇(tragedy of commons)」を挙げている。外部性とは、個人や企業の活動の結果として生じる、無関係な第三者に

対する間接的なコストのことである。例えば、温室効果ガス（GHG）による大気汚染などである。自動車は製造されるときに公害を発生させ、消費者は自動車を運転するとき公害を発生させる。しかし、公害のコストは自動車の価格に反映されているわけではない。なぜなら、これらの排気ガスが人間の健康に与える影響は、保険会社、病院、政府、そして社会が負担しているからである。さらに、GHGの排出は、間接的に、地球温暖化や気候変動に影響を与える。すなわち、汚染が発生した場所から遠く離れた地域で、異常気象や干ばつ、洪水の増加という形であらわれる。そして、気候変動は、現在の世代にはあまり影響を与えず、将来の世代に大きな影響を与える可能性が高い。二つ目の問題は、コモンズの悲劇である。消費可能なほとんどの天然資源（漁場、草原、森林、地下水など）は補充可能だが、それはこうした天然資源が再生できるように持続可能なスピードで消費された場合に限られる。人々が、私利私欲によって過剰に消費してしまえば、共通の資源は枯渇し、環境、社会へ損失を与える。しかし、自由な社会において、資源を過剰消費する当事者をとめることはできないのである⁹⁾。

このように地球環境問題の多くは、外部性やコモンズの悲劇によって生じたものである。しかし、なぜこの問題の解決が、自由な社会において困難なのであろうか。それは、外部性によって、環境汚染や過剰消費によって地球環境、生物資源、社会へ与えた影響が、その要因を引き起こした当事者によって負担されていないことによる。ウィリアム・ノードハウス教授は、地球温暖化の進行を遅らせるために、理想的には、政府が二酸化炭素排出に税金をかけることであり、もし政府が二酸化炭素排出の抑制に失敗したときには、企業が自ら排出制限の措置をとることがその社会的な役割になるとしている（原田他,2022,287）¹⁰⁾。かくして、地球環境問題を含む外部性の問題の多くは、企業の社会的責任として解決されなければならない。しかしながら、外部性のように企業自身が要因を発生させているのであれば、企業自身が良くその影響を調査し、企業自身の問題として解決方法に取り組むのは当然のことであるとも考えられるのである。ノードハウス教授は、すなわち環境問題で特に重要なことは、技術的不確実性が存在するところであり、温室効果ガス（GHG）、オゾン層破壊物質（ODS）、窒素酸化物（NOx）、アスベストなどについて、どのくらい有害なのかを知っているのは排出する製品を製造している企業であり、とりわけ深刻な社会的影響を及ぼしているとしており（原田他、2022、289-290）、この意味での企業の社会的責任は重大といわざるをえない。

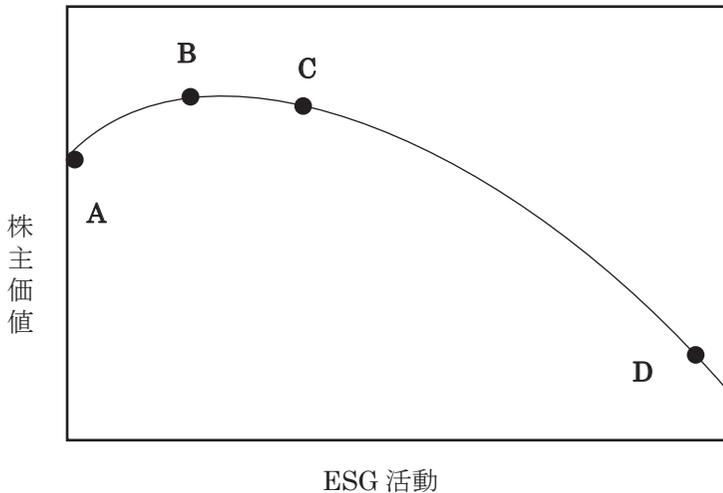
5. ESG活動と株主価値のトレードオフについて

ノードハウス教授は、ESG（環境・社会・ガバナンス）の中心的な課題は、企業の「利益」と環境、社会問題に対応して企業が取り組むESG活動（社会的責任行動）とのあいだで衝突が起きることだとしている。例えば、企業の戦略には、ウィン-ウィン（W-W）であり、社会に便益をもたらす（最初のW）、企業の利益の増大にも貢献する（ふたつ目のW）活動もある。一部のESG活動が長期的な利益増大につながるのであれば、両者にトレードオフの関係はない。しかし、

ESG のディレンマの多くは「ウィンーローズ」(W-L) 行動であり、企業の非所有者の経済的、社会的福祉は増大する(W)が、利益と株主価値は減少(L)する場合に生じる。例えば、汚染物質の排出を必要以上に減らしたり、地域コミュニティの雇用を支援するために国内製造拠点を閉鎖の延期を行ったり、低所得国の工場において教育、生活支援のために、労働条件を改善した場合などである。

図2は、ノードハウス教授が ESG 活動の変化が株主価値にどのように影響するかについて、『グリーン経済学』において示したものである。

図2 ESG 活動と株主価値のトレードオフ



(出所) 原田他(2022)p.291 の図 20-1「企業責任の4つの戦略」を加工して抜粋。

この図は、株主価値と ESG 活動のトレードオフの関係をポイント A~D において示している。ポイント A は、ESG 活動はゼロである。つぎに、ポイント B においては、企業は ESG 活動をいくつか展開し、そのおかげで利益は増大する。ここでは、株主価値も上昇するのでウィンーウィン(W-W) 活動である。さらに、右に移動しポイント C では、ウィンーローズ(W-L) 活動に入っていく。この時点では、たとえば、環境汚染を抑制する活動に取り組むことにより、費用はかさむが、地域社会の人々、従業員やその家族の健康や生活が改善される。ただし、利益は減少し、株主価値は徐々に低下していく。そして、さらにポイント D は、利益を度外視して ESG 活動を推し進めたために、利益が極端に減少し、事業継続さえも危ぶまれる状態にある。この段階になると、その戦略に同意する経営者もステークホルダーももはやいないと考えられる。

この過程は、株主第一主義のもとで、外部性をいかにコントロールするかという視点で考えられると考えられる。つまり、地球環境問題の重大性を考えた場合、企業ができることは、ポイント C からポイント D のどこかのポイントを目指して経営を進めなければならないことが、新たな課題として求められていると考え

られ、そして、SDGsが、本来、企業に対して要請していることでもある⁽¹¹⁾。

ESG活動と株主価値とのトレードオフの関係は、少し見方を変えれば、株式会社制度の下で、株主あるいは投資家と、ESG活動の恩恵を受ける顧客及び消費者、サプライチェーンの供給業者、従業員、地域社会、政府、社会活動を支援するNGOなどのステークホルダーとの利害の調整の場を必要としていることを意味している。この点に関し、Dechow(2023)は、アメリカの株式会社制度は、株主、投資家以外のステークホルダーへの配慮が欠けているとしている。すなわち、企業では、株主が資本を投じ、その利益のために行動する取締役が選出される。アメリカのほとんどの会社はデラウェア州で設立されており、法律上、取締役には善管注意義務と忠実義務が課せられている。取締役は、十分な情報に基づいて行動し、自己の利益よりも株主の利益を優先しなければならない。取締役会は通常、日々の業務を最高経営責任者（CEO）と執行チームに委任し、執行チームは従業員を雇用し、供給業者から原材料を購入し、製品を製造し顧客にその製品を販売し、地域社会に店舗を建設する。ここで、取締役会が社会貢献のために利益に直接、結びつかない ESG 関連活動への投資を決定したとする。もし、このような行動に対し、無駄遣いであり同意しない投資家がいる場合、株主の利益の最大化の責務を負っている取締役会にとってきわめて高度な判断が必要とされると考えられる。このようなアメリカの法制度の現状を考え、Dechow(2023)はつぎのとおり言う。

「企業が自らサステナビリティや社会的な課題に対応し、優先順位をつけると考えるのはナイーブである。取締役会がこれを約束したくても、信用できるはずがないのである。」

6. コーポレート・ガバナンスのモデルとしてのベネフィット・コーポレーション

SDGsを達成するためには、株主、投資家以外のステークホルダーへの配慮を必要としており、コーポレート・ガバナンスの改革が必要とされている。これは、株主第一主義をとる現行法制度での限界を示唆している。しかし、株主第一主義に代わるコーポレート・ガバナンスのモデルが、果してあるのだろうか。

Dechow(2023)は、フレデリック・H・アレクサンダー氏⁽¹²⁾の“BENEFIT CORPORATION LAW AND GOVERNANCE”におけるベネフィット・コーポレーション（以下「BC」という）⁽¹³⁾によるコーポレート・ガバナンスのモデルに着目している。同書では、現行の法制度の問題点と、株主第一主義と利益追求に重点を置くことで、取締役会がサステナビリティの目標を追求することができないのはなぜか、そして株式会社制度の構造的な問題に対応するために、なぜBCが必要なかが論じられている。以下では、同書にしたがって、ベネフィット・コーポレーション法モデル（MBCL）の特徴点をみていきたい。

米国では、2010年初頭から、各州でBCを認可する法律を採用し始めたが、その多くはMBCLにしたがったものが多い。このBCへの動きは、企業の目的を広範なものとし、企業経営者の義務にすべてのステークホルダーの利益の追求することを含むよう広げることにフォーカスしている。しかしながら、BCのガ

バナンスは、株主が財務リターンを超えた利益を認識する方法として概念化することもできる。というのも、BCを規制する法は、目的と義務を拡張する一方で、株主以外のいかなる選挙民（constituency）にも、訴訟やコーポレート・ガバナンスの権利を通じて、その拡張を強制する権限を与えていないからである。言い換えれば、BC法は、有限責任、譲渡自由、永続的存続という特権と引き換えに、公益に対する国家の利益を企業が満たさなければならないというコンセンションの理論に基づいているとみることもできるからである（Alexander, 2016, 64）。

MBCLの特徴は、第301条(a)がガバナンスの中心にすべてのステークホルダーを置くという取締役の行動指針を置いていることにある。最も重要なことはステークホルダーの利益に加え、一般的なベネフィットの目的の達成の能力を義務付けていることであり、それは第102条において「BCの事業及び運営から、第三者基準⁽¹⁴⁾に対して、全体として評価される、社会及び環境へのマテリアルなプラスのインパクト⁽¹⁵⁾」と定義されている。したがって、同条の下でBCの取締役は、株主、従業員、顧客、企業が事業を営む地域社会、地域そして地球全体の環境に対する影響と、社会と環境にマテリアルな正のインパクトを創造する能力を検討しなければならないことになる（Alexander, 2016, 67-68）。

さらに、MCBLで最も重要なものの一つは、ステークホルダー・ガバナンスの違反に対する唯一の救済措置である「ベネフィットの執行手続」の創設である。第102条は、このような手続を、BCがベネフィットの目的の追求に失敗したこと、または取締役がステークホルダーの利益を十分に考慮しなかったこと、のいずれかを立証する手続と定義している。この定義に加え、第305条は、このような請求を提起する資格を制限し、企業の責任を制限している。このような訴訟手続では、以下のことを主張することができる。

- (1) BCが、その定款に定められた一般的ベネフィットまたは特定の公益的なベネフィットを追求または創造しなかったこと。
- (2) 本[章]⁽¹⁶⁾に基づく義務、責務、行動基準の違反。

第2項は、実際の結果よりも、行動基準に合っていたのかどうかによってフォーカスするものであるが、第1項は実質にフォーカスする（Alexander, 2016, 75）。すなわち、第1項の訴訟手続では、ビジネス・ジャッジメント・ルールが適用されないため、裁判所は、取締役会が独立性を保ち、すべての正しい手続きを踏んでいたかどうかだけをみるだけではない。このような実質的な利益に関する訴訟手続では、企業が実際に一般的なベネフィット、すなわち、定款に規定された特定のベネフィットだけでなく、第三者基準に照らして評価された社会や環境への重大なプラスの影響を追求または達成しているかどうかを裁判所は判断する（Alexander, 2016, 78）。

また、第401条は、MBCLは、企業に対し、年度ベネフィット報告書⁽¹⁷⁾を作成し、利用可能とすることを要求している。これは、なんらかの報告書によりBCがベネフィットを追求しているかが報告されないかぎり、株主及びその他のステークホルダーが、BCが公共の利益を追求し、公共の利益を創出しているか

どうかについて判断できないからである (Alexander, 2016, 81-82)。

さらに、第 302 条において、MBCL は、特定の独立性の規定を満たしたベネフィット取締役を取締役に含めることを認めている (302 条)。ベネフィット取締役の追加的責務は、年次ベネフィット報告書に含められる、年次コンプライアンス報告書の提供である。年次コンプライアンス報告書は、BC がそのベネフィットの目的に準拠して行動したか、取締役と執行役はステークホルダーの利益を考慮する義務に準拠して行動したかどうかを示し、準拠性違反について記述しなければならないとされている (Alexander, 2016, 82)。

このように、BC は株式会社でありながら、目的にすべてのステークホルダーの利益を加えていること、社会及び環境のマテリアルなインパクトを創造する能力の保持を義務付けており、マルチステークホルダー主義のモデルを提示したものである。そして、社会や環境への重大なプラスの影響を追求または達成しているかどうかについての実質的な判断を取締役に要求していること、またそのベネフィットの目的の履行義務の状況をベネフィット報告書において開示する義務を求めている点で、より実行性のあるモデルとして評価される。

7. おわりに

地球温暖化をはじめとした地球環境問題は、現在、人類が直面する最大の課題である。それにもかかわらず、グローバルでの取り組みは遅々として進まない。これは、日本においても例外ではない。また、この取り組みに対する民間企業に期待される役割は大きい。

筆者の懸念は、SDGs が標榜する持続的発展の意味が、発展主体の成長継続と捉えられているのではないかという点にある。この問題の多くは、外部性から生じているものであり、この問題の解決はコーポレート・ガバナンスによって外部性をいかにコントロールするかにかかっている。外部性は、企業自身の財務的リターンに影響しないため、企業の所有主である株主ではなく、外部性の影響を受け、負担する株主以外のステークホルダーによって監視され、評価される必要がある。この観点から、現行の株主第一主義によるコーポレート・ガバナンスには限界がある。つまり、この地球環境問題を考えていくときには、企業の目的には社会、環境へのインパクトをコントロールするあらたな目的を追加していかなければならない。そして、株主、投資家以外に、マルチステークホルダーによる企業の活動についての議論の場とその利益を確保する手段が必要とされていると考えられる。

注

(1) わが国では、2021 年にコーポレートガバナンス・コードの改訂が行われた。2021 年の改訂においては、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保とともに、サステナビリティを巡る課題への取り組みが取り上げられた。補充原則 2-3①では、「取締役会は、

気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題の一部であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。」としている。このように、コーポレートガバナンス・コードにおいて、企業はサステナビリティへの対応を、経営課題として取り組むことが要請されるようになった。

(2) 宮永(2023), 22-36 は、SDGsの議論は、1972年にストック・ホルムで開催された国連人間環境会議から始まったが、その後人間の生命や活動の基盤としての環境を維持してはじめて持続可能に発展できると考えられるようになったとしている。そうした国連での議論を積み重ね、持続的な発展は環境・経済・社会の3つの側面で考えられるようになったとしている。

(3) 都留(2023)は、「持続可能な発展 (sustainable development)」という規範概念は、客体としての地球全体の賦存資源、すなわちストックが維持され続けうる状況のなかでの発展という意味であって、発展主体の成長継続と解するのは正確ではないとしている。すなわち、サステナブルな地球環境を維持することが第一義的な目的であって、サステナブル経営が目的ではないといった理解が必要と思われる。

(4) Friedman (1970) より引用。新古典派経済学における自己の効用の最大化を目指して行為する「経済人」がその基本モデルとなっており、経済人のモデルに従って行為することを経済合理性とするものである。

(5) 林(2022),250-251 は、米国での株主第一主義について、1970年代後半から、フリードマンの思想を背景に、アメリカのビジネス社会に浸透していったとしている。機関投資家の株式保有比率の増大に伴い、その影響力が高まるとともに、エリサ法(1974年)などにより機関投資家である年金基金の受託責任が明確化され、さらに米国企業の業績不振も伴い、機関投資家による株主重視の圧力が増大したとしている。したがって、機関投資家は、受託責任を果たすために、投資によるリターンを最大化させる必要に迫られていたといえよう。

(6) (財)日本証券経済研究所(1999), 17の「コーポレート・ガバナンスの原理：分析と勧告」第2.01条参照。

(7) 同声明は、“STATEMENT ON THE PURPOSE OF A CORPORATION”として公表されている。

(8) 林(2022),251-252によれば、2019年のBRTの声明に対し、機関投資家の団体であるCouncil of Institutional Investors(CII)から厳しい批判が出されており、同声明が株主に対する経営責任を切り落としていることに懸念が示され、企業の取締役と経営者は長期的な価値創造に焦点を当てた以前の声明の方が望ましいとされたとのことである。

(9) 原田他(2022), 2で、エリノア・ノストロム教授は1968年のサイエンス誌に掲載されたギャレット・ハーディンの挑戦的な論文「コモنزの悲劇」の公表以降、「コモنزの悲劇」は、資源が共同で利用されると必ず環境の劣化が生じることを示す象徴的な言葉として知られるようになったとしている。ハーディンは、同論文で「各人が、限りある世界において、限りなく自らの群れを増やすよう駆り立てるシステムに閉じ込められている。コモنزについての自由を信奉する共同体において、各人が自らの最善の利益を追求しているとき、破滅こそが、全員の突き進む目的地なのである。」としている。

(10) 江口(2023),287では、法学者のクリストファー・ストーンが『法はどこで終わるのか—企業行動の社会的コントロール』で法の不完全性による、企業の社会的役割について論じていることが取り上げられている。民主主義社会では、政治的行為者の大多数が、現行の法では、現行の法では企業の活動を制限しきれないと感じれば、より厳しい法を成立させることができる。しかし、民主主義は不完全であり、政府の動きは鈍く、対応は後手に回り、あまり世論は反映されない。クリストファー・ストーンは、このように法が完全な

かたちで社会を導かず、また導くことができないときに、社会の目標と不完全な法制度との間のギャップを埋めるために、企業は再編成されなければならないとしている。

(11) すなわち、上記の注3でとりあげたように、SDGsは、発展主体の成長継続を一義的な目的としているものではなく、客体としての地球環境を維持することを目的としている。

(12) 同氏は、2015年にB Labの法律政策責任担当者でもあり、デラウェア州パブリック・ベネフィット・コーポレーション法の初期草案作成者でもある。

(13) ベネフィット・コーポレーションは、善の力としてのビジネスの道筋を確立するために活動する非営利団体、B Labが起草・推進したベネフィット・コーポレーション法モデルを基礎としている。

(14) Alexander(2018),72は、BCの取締役会は当該第三者基準を選択することができるが、法定の定義は厳格なものであるとしている。第三者基準の最も重要な側面は、その包括性であり、当該基準は取締役が301条の下で検討しなければならないすべての利益を取り扱ったものでなければならないとしている。現在、米国の上場企業は、グローバル・レポートング・イニシアティブ(GRI)が公表する「GRIスタンダード」(以下「GRI」基準という。)及びサステナビリティ会計基準審議会(SASB)が公表する「SASBスタンダード」(以下「SASB基準」という。)によりサステナビリティ報告書を作成しており、同基準などが第三者基準として該当するものであると考えられる。

(15) Alexander(2018),73において、「プラスのインパクト」に対して、GHG排出のような負のインパクトが無視されてしまうのではないかという関係者からの懸念が示されていたが、本来の趣旨は、マイナスのインパクトを考慮したネットのプラスのインパクトであり、これは、「全体として」という言葉のなかに、すべてのプラスのインパクトと負のインパクトをネットするという意味が込められているとしている。

(16) 本(章)とは、MBCLを指している。

(17) 年次ベネフィット報告書としては、現在、アメリカの上場企業の多くが作成しているGRI基準、あるいはSASB基準にしたがって作成されたサステナビリティ報告書が想定される。

参考文献

Alexander, F.H. (2018). *BENEFIT CORPORATION LAW AND GOVERNANCE*: Berret-Koehler Publisher, Inc.

Business Roundtable.(2019) STATEMENT ON THE PURPOSE OF A CORPORATION.

https://system.businessroundtable.org/app/uploads/sites/5/2023/02/WSJ_BRT_POC_Ad.pdf (2024年1月5日参照) .

Dechow, M.P. (2023). Understanding the Sustainability Reporting Landscape and Research Opportunities in Accounting, *THE ACCOUNTING REVIEW*, Vol.98, No.5 September 2023, 481-493.

Friedman, M.(1970). The Social Responsibility of Business is to Increase Its Profits: *New York Times*, September 13, 1970.

梅津光弘(2012).『ビジネスの倫理学』丸善出版株式会社.

江口泰子訳(2023).『グリーン経済学』みすず書房 (Nordhause, D.W. (2021), *THE SPIRIT OF GREEN The Economics of Collisions and Contagions in a Crowded World*: Princeton University Press) .

蟹江憲史(2022).『SDGs (持続可能な開発目標)』中公新書.

国際連合広報センター(2023).『「人類は地獄の門を開けてしまった」気候連合が

行動を求める中、グテーレス事務総長が警告。(UN Ne 記事 日本語訳)
https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/48805/
(2024年1月5日参照)。

証券取引法研究会国際部会編(1999).『コーポレート・ガバナンス—アメリカ法律協会「コーポレート・ガバナンスの原理：分析と勧告」の研究』日本証券経済研究所.

(財)日本証券経済研究所 証券取引法研究会国際部会訳編(1999).『コーポレート・ガバナンス—アメリカ法律協会「コーポレート・ガバナンスの原理：分析と勧告」の研究—』(財)日本証券経済研究所.

都留重人(2023).「ゼロ成長でも生活豊かな社会①—21世紀資本主義の行方」『週刊エコノミスト』(2023年10月3日), 50-51. なお、本稿は2003年にエコノミストが創刊80周年を迎えた際に都留重人一橋大学名誉教授が執筆した記念論文の再掲載である。

林順一(2022).「第10章 わが国CGコードの特徴と今後の課題：経営指南書としてわが国CGコード」北川哲雄(編著)(2022)『ESGカオスを超えて：新たな資本市場構築への道標』中央経済社 233-257.

原田禎夫・齋藤暖生・嶋田大作訳(2022).『コモンズのガバナンス 人びとの協働と制度の進化』晃洋書房 (Ostrom E. (1990). *GOVERNING THE COMMONS: The Evolution of institutions for collective action* : Cambridge University Press) .

宮永健太郎(2022).『持続可能な発展の歴史—「みんなのもの」の経済学』岩波書店.